

山梨県オープンファクトリー設備整備費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県オープンファクトリー設備整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、本県のジュエリー職人が消費者と直にふれあい、理解される場の提供、ライフスタイル・プロダクトのクリエイターとしての認知度の向上及びジュエリー職人の発信力強化のため、ジュエリー職人を雇用する事業者等が取り組む、オープンファクトリーやジュエリー産地ツアーに対応できる設備整備や環境整備に要する費用（以下「補助事業」という。）について、予算の範囲内で補助する。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」）は、次の各号に掲げる者のうち、協同組合山梨県ジュエリー協会または甲府商工会議所が実施する、オープンファクトリーやジュエリー産地ツアーに参画する者とする。

- (1) ジュエリー職人を雇用する事業者で県内に工房を設置する者
- (2) ジュエリー職人本人で県内に工房を設置する者

(交付の対象となる経費)

第4条 交付の対象となる経費は、補助事業者が行う補助事業に必要な経費であって、別表「補助対象経費等」（以下「別表」という。）のうち、知事が必要かつ相当と認めるものとする。ただし、補助事業の実施に伴い収入が発生する場合は、補助事業に要する経費から当該収入相当額を除いた額を補助対象経費とする。

(補助率)

第5条 知事が交付する補助金の補助率は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別に定める日までに、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金交付申請に当たっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請を行わなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、相当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通

知書（様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。この場合において、知事は、必要に応じて、審査を行うために参考となる資料の提出を補助事業者に求めることができる。

- 2 知事は、前項による交付の決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定を行うものとする。
- 3 知事は、前条第2項のただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について補助金の額の確定において減額することとし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第8条 補助事業者は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（補助事業の内容又は経費の配分の変更）

- 第9条 補助事業者は、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の各経費区分の相互間においていずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。
- 2 知事は、前項を承認する場合において、必要に応じ内容を変更し、又は条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業遅延等の報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、補助事業遅延等報告書（様式第5号）により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（遂行状況報告）

- 第12条 知事は、補助事業者に対して補助事業の遂行及び収支の状況について、必要に応じ補助事業遂行状況報告書（様式第6号）の提出を求めることができる。
- 2 知事は、前項の報告を受けたときは、報告書の内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとする。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、若しくは第10条の規定による廃止

の承認を受けたときは、その日から起算して1箇月を経過した日又は別に定める日のいずれか早い期日までに補助事業実績報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（額の確定等）

第14条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定内容（第9条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、別に定めるものとし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付の方法）

第15条 補助金は、補助事業完了後、実績報告書に基づき当該補助金額を確定し交付するものとする。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払とすることができる。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定により、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第16条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額等の額の確定に伴う報告書（様式第9号）により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（交付決定の取消し等）

第17条 知事は、次に掲げる場合は、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして知事が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 補助事業者が、補助事業において、事業の完了日した日から5年以内に工房での営業を廃止したとき。
 - (2) 補助事業で実施した改修工事等及びその後工房を活用した事業に関連して、法令等に違反する事実が確認されたとき。
 - (3) その他、返還が相当と認める事由があったとき。
- 2 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の管理等)

第18条 補助事業者は、当該事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下、「取得財産」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的にしたがって、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について取得財産等管理台帳（様式第10号）を備え、管理しなければならない。

(財産の処分制限)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、知事が定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、取得財産の処分承認申請書（様式第11号）によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(帳簿等の整備)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

- 2 取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して第19条で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、取得財産の処分承認申請書（様式第11号）を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

(雑則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年6月12日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表 補助対象経費等

補助対象経費		補助率
経費区分	経費内容	
工事費	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁、屋根、外部建具等の工房の外部の改修に係る工事費、及び水廻り、内壁、天井、床、内部建具、造作等の改修に係る工房の内部の工事費 ・工房の利便性を高めるための給排水設備、衛生設備又は電気設備の整備に係る工事費 	補助対象経費の3分の1以内。ただし、ジュエリーマスターを職人として雇用する事業者、またはジュエリーマスターが経営する事業者については、2分の1以内。
設備機器購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・工房で使用する設備機器の購入費（第2条交付の目的に合致するものに限る。） 	
その他	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費（工事に係る手数料等）	

※補助金の限度額は一つの補助事業当たり2,000千円とする。

※工房とは、県内に所在し、職人の創作活動（展示又は販売に係る活動を含む。）の場であり、かつ、当該創作活動に必要な不可欠な機能を備える施設のことをいう。

※外構工事（駐車場の設置、植栽等）については、対象外とする。